

平成31年3月1日

練馬区立中学校長 様  
練馬区立小中一貫教育校長 様

練馬区教育委員会教育振興部  
教育指導課長 芝田 智昭  
(公印省略)

部活動のあり方に関する方針について (通知)

このことにつきましては、部活動の休養日の設定、活動計画の策定等について、下記事項および別添「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年8月改定)等を参考に、今後とも適切な対応をいただきますよう、よろしく申し上げます。なお、文化部活動においても同様の基準に則り活動していただくようお願いいたします。

記

1 部活動の休養日の設定について

- (1) 運動部、文化部にかかわらず、全ての部活動において、学期中は週当たり週2日以上(週1日以上)の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。)
- (2) 練習試合や大会への参加など、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保する。
- (3) 長期休業中の活動については、上記学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

2 部活動の活動時間の設定について

- (1) 平日に実施する場合、長くても2時間程度とする。
- (2) 週休日(祝日等を含む)および長期休業中に実施する場合、3時間程度とする。

3 活動計画の策定について(平成31年4月より)

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休業日および参加予定大会日程等)ならびに毎月の活動計画および活動実績(活動予定、休養日および大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

4 その他

- (1) 上記1から3に関して、適正な実施を行うとともに、教育委員会に報告する(報告は、「部活動実施状況調査」の提出をもって替えることとする)。
- (2) 平成31年度中に「練馬区部活動のあり方に関する方針検討委員会」を立ち上げ、本区の部活動方針を策定する。区方針が策定されるまでは、すべての部活動が「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に準じていくことを自校の教員および外部指導員に周知する。

【担当】

統括指導主事 風間 浩也

電話 5984-5759